

## 諫早湾潮受け堤防の中長期開門調査実施を求める会長声明

有明海は、かつては「宝の海」と言われ、佐賀県下をはじめとする有明海沿岸においては、数多くの漁業者が、宝の海からの恩恵を受けて、漁業によって収入を得、生計を立てて生活していた。

ところが、わが国最大級の干潟である諫早湾干潟とその前面浅海域を消滅させる国営諫早湾干拓事業が着工されて以降は、時を同じくするように一部の漁業資源についてその漁獲高が減少するようになり、さらに、1997年4月の潮受け堤防締め切りにより諫早湾湾奥部が締め切られた後には、「有明海異変」と言われる過去に経験のない未曾有の漁業被害が発生するようになった。赤潮の大規模化・長期化によりノリ養殖漁は不振に陥り、ことに2000年度に発生した壊滅的なノリ養殖漁の被害はいまだ記憶に新しいところである。また、それ以降現在に至るまでは、漁業者の努力等により2000年度に匹敵するようなノリ養殖漁の漁業被害は発生していないものの、赤潮の長期化・大規模化の傾向は続いており、ノリ養殖漁を営む漁業者は、常に不漁不作の不安を抱えたまま漁業を行っている状況である。また、貧酸素水塊が頻繁に発生するようになったこと等から、タイラギやアサリや、くちぞこ等の魚介類の水産資源も枯渇し、タイラギ漁については、近年は休業にまで追い込まれている。

この有明海の不漁・不作問題の原因究明を図るために、農林水産省は、ノリ不作検討委員会を設置し、同委員会は、2001年12月19日に、「諫早湾干拓地潮受け堤防排水門の開門調査に関する見解」を公表した。この見解においては、干拓事業が有明海異変の原因の1つであることを前提にして、有明海における不漁・不作の原因究明のために、「第一段階として2か月程度、次の段階として半年程度、さらにそれらの結果を踏まえて数年の開門調査が望まれる」として、潮受け堤防排水門の短期及び中長期開門調査の必要性が明示されていた。ところが、農水省は、自ら設置した同委員会の中長期開門調査についての意見を採り入れることはなく、2002年に27日間程度の開門調査を行ったのみであった。

日本弁護士連合会においては、1997年の潮受け堤防締め切り後、3度にわたる会長声明及び意見書を発表し、その中で、諫早湾干拓事業、ひいては潮受け堤防の締め切りが、有明海・諫早湾の環境に多大なる影響を及ぼすこと、それによって漁業被害が発生していると認められることから、直ちに潮受け堤防の中期及び長期の開門調査を実施するよう国に対し再三にわたって求めてきた。

ところが、農林水産省は、誠に遺憾ながら、中長期開門調査についてはこれを実施しないことを発表し、不漁不作に関する十分な調査も行わないまま諫早湾干拓事業の完成に向けて工事を推進している状況である。このため、現在においても、有明海における不漁・不作については、学者等の研究の結果により諫早湾干拓事業との関連性が強く疑われているものの、その真の原因については未だ科学的に明らかになっていない状況である。

この有明海における不漁・不作の原因究明という点については、漁業者らが諫早湾干拓事業工事差止めを求めた仮処分申立てについて、因果関係の存在の疎明が不十分であるとして佐賀地方裁判所が認めた仮処分命令を取り消した福岡高等裁判所決定においても、「ノリ不作等検討委員会が提言した、中・長期の開門調査を含めた、有明海の漁業環境の悪化に対する調査、研究を今後も実施すべき責務を有明海の漁民に対して一般的に負っている」として、国に対し潮受け堤防の中長期開門調査の実施を求めているところである。また、漁業者らが公害等調整委員会に対し諫早湾干拓事業と有明海の漁業被害との因果関係の存否についての判断を求めた原因裁定事件においても、公害等調整委員会は、法的因果関係の存在までは認められないと裁定しながら、異例の委員長談話を発表し、有明海を巡る環境問題について、更なる調査・研究を推進することを求めたものである。

「有明海異変」と呼ばれる環境変化については、諫早湾干拓事業との関連性を解明することが、「宝の海」であった有明海の姿を取り戻すために不可欠であり、この点は、上記福岡高裁決定や公害等調整委員会の委員長談話の内容に照らしても明らかである。また、その解明のためには、ノリ不作検討委員会の開門調査に対する見解に従って、中長期開門調査を実施するほかに方法は存在しない。反面、諫早湾干拓事業と「有明海異変」との関連性の解明がされないままでは、有明海再生のために国がどのような施策を実施しようとも、その実効性は存在しないこともまた明らかである。

よって、国は、ノリ不作検討委員会の見解を真摯に受け止め、有明海における環境変化と諫早湾干拓事業との関連性を明らかにし、有明海の真の再生を図るために、直ちに、潮受け堤防の中期（半年）及び長期（2年程度）の開門調査を実施すべきである。

2005（平成17年）年9月28日

佐賀県弁護士会

会長 山口 茂 樹